

# 帝京平成大学大学院 柔道整復学専攻 科目等履修生

## Q&A

Q.どのような科目を修得できますか？

A.こちらでは、柔道整復師専科教員科目を修得することができます。専科教員科目とは、柔道整復師の養成施設および養成学科の教員になるために必要な科目です。

Q.柔道整復師専科教員になるための要件は何ですか？

A.柔道整復師免許を取得してから 5 年以上実務に従事した経験を有し、かつ厚生労働大臣が指定した教員認定講習会を修了（本学の専科教員科目を修得）したものとなっています。実務経験が 5 年に満たない場合は、本学にて教員認定講習会の科目を修得しても専科教員のすべての要件を満たさないのでご注意ください。

Q.専門学校の卒業ですが、出願することができますか？

A.出願は可能です。

Q.5 年以上の実務経験を有してないのですが、出願できますか？

A.出願は可能です。教員認定講習修了後、実務経験が 5 年以上の証明書を提出した場合に、専科教員の修了証書を発行いたします。

Q.5 年以上の実務経験を有している場合、修了証書は大学で発行できますか？

A.実務経験を大学から本人に確認したうえで、委託して発行いたします。

Q.専門学校の卒業生です。5 年以上の実務経験を有し、かつ専科教員認定講習会を修了した場合、大学の教員になれますか？

A.大学教員として採用される可能性はあります。しかし、大学の教員となるためには、学士取得者と同等以上の専門分野での知識、経験および研究能力が求められます。

そのため、関連する大学院に進学することを推奨いたします。

本学健康科学研究科柔道整復学専攻修士課程に入学された場合、修士の学位取得と同時に柔道整復師専科教員認定講習会の科目を無償にて受講することが可能です。

Q.オンライン授業はありますか？

A.一部オンラインにて授業を開講しますので、インターネット環境の整備をお願いいたします。本学の学修支援システムにて受講いただくことになります。